

丹波東部地域における計画改定の 方向性とスケジュール(案)

第1回丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進協議会

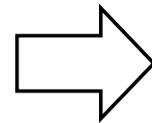
■ 計画改定の方針

「総合治水条例（平成24年4月施行）」に基づく平成26年3月に策定した丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進計画の計画期間の概ね10年が経過するため、河川下水道対策、流域対策、減災対策について、次期計画（概ね10年間）への改定を行う。

社会経済情勢等の変化

法令の改正

これまでの取組実績と課題



○主な改定内容

- 計画期間

概ね10年（R6～R15）

- 事業内容

計画改定の方方向性(案)

ながす

川や下水道で流せる水の量を増やすための対策



○河川

- ・河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づく整備
- ・今後、準用河川の改修に関する箇所を抽出

そなえる

大雨による被害を小さくするための対策

みんなでそなえる



○情報発信

- ・WEB版防災マップの作成
- ・スマートフォンアプリの活用

○人材育成

- ・ひょうご防災リーダー講座による人材育成
- ・情報交換やネットワークづくりを目的とした丹波地域被災者支援活動研修会の継続実施

○訓練

- ・子供や地域住民を対象とした防災講和・防災訓練の継続実施

ためる

雨水が川へ一気に流れ出さないための対策



○ダム

- ・既存ダムの事前放流(利水容量の治水活用)の継続実施

○公共施設等

- ・学校施設において、必要に応じて校庭貯留の整備に努める ※(協議中)氷上高校

○水田

- ・今後は面的な広がりを目指すため、多面的機能支払交付金制度を活用し、各市において水田貯留機能強化計画を策定
- ・田んぼダムを推進するための方策等を示し、取組拡大を促進

○ため池

- ・ため池管理者へ水利施設管理強化事業の実施を推進し、ため池指定の連携を図る

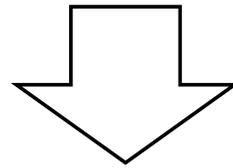
○森林

- ・新ひょうごの森づくり(第3期対策)、両市の森ビジョン等に基づく森林整備
- ※森林譲与税による市の森林整備事業

■ 計画改定のスケジュール（案）

第1回 地域総合治水推進協議会（令和6年3月12日）

- 取組実績
- 計画改定の方向性、スケジュール



第2回 地域総合治水推進協議会（令和6年12月頃）

- 各主体の取組内容
- 地域総合治水推進計画（案）の提示⇒策定